

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和7年12月15日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和7年12月15日(月曜日)

午前9時59分開議

午前11時31分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第2号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)

議案第4号 令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

議案第16号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 財産の取得について

議案第20号 令和7年度災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金(地方財政法関係)について

議案第24号 工事請負契約の締結について

議案第25号 工事請負契約の締結について

議案第26号 工事請負契約の締結について

議案第27号 工事請負契約の変更について

議案第28号 工事請負契約の変更について

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

議案第41号 専決処分の報告及び承認について

議案第42号 専決処分の報告及び承認について

議案第43号 専決処分の報告及び承認について

議案第44号 専決処分の報告及び承認について

議案第45号 専決処分の報告及び承認について

議案第46号 専決処分の報告及び承認について

議案第47号 専決処分の報告及び承認について

議案第49号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

議案第50号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第54号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第3号)

報告第5号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて

②熊本県国土強靱化地域計画の改定について

③都市交通マスタープランの策定状況について

④県の下水道事業における官民連携の検討について

⑤緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

⑥次期「熊本県建築物耐震改修促進計画」の策定について

出席委員(7人)

委員長 西山 宗孝

副委員長 城戸 淳

委員 吉永和世

委員 坂田孝志

委員 楠本千秋

委員 住永栄一郎

委員 斎藤陽子

欠席委員(1人)

委員 本田 雄 三
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 菰田 武志
総括審議員
兼河川港湾局長 西田 将人
政策審議監 椎場 泰三
道路都市局長 奥山 和弘
建築住宅局長 折田 義浩
監理課長 安田 昌史
用地対策課長 安倍 千佳子
首席審議員
兼土木技術管理課長 弓削 真也
道路整備課長 大和 勇紀
道路保全課長 谷水 秀行
首席審議員
兼都市計画課長 高橋 慶彦
下水環境課長 堤 哲也
河川課長 工藤 康隆
港湾課長 田村 伸司
砂防課長 橋口 英介
建築課長 佐澤 毅
営繕課長 今福 裕一
住宅課長 上野 美恵子

事務局職員出席者

議事課主幹 眞田 美也子
政務調査課課長補佐 都 富 真 一

午前9時59分開議

○西山宗孝委員長 第5回建設常任委員会を開会いたします。

それでは、付託議案等の審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いをいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

菰田土木部長。

○菰田土木部長 おはようございます。

まず、委員の皆様におかれましては、10月29日から31日にかけてまして、広島県及び兵庫県で実施されました管外視察に、執行部も同行させていただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、令和7年8月豪雨への対応についてです。

住まいの確保に係る支援として進めておりました建設型応急住宅につきましては、10月に美里町で2団地9戸、11月に上天草市で1団地10戸の整備が完了いたしました。

また、今回の豪雨災害につきましては、激甚災害に指定される見込みとの公表がなされておりましたが、現在の進捗状況でございますけれども、11月14日に、正式に激甚災害に指定されました。災害査定につきましては、現在の進捗として、11月末時点で、県及び市町村が管理する公共土木施設の被災箇所2,491か所のうち約5割の査定を終えており、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。

このほか、被害の大きかった浸水被害につきましては、土木部、農林水産部と市町村で構成する検討会を設置し、地域特性を踏まえた被害の状況やその要因等の分析、協議を進めております。次の出水期を見据え、今年度内にハード、ソフト両面から有効な対策を取りまとめるとともに、直ちに実施可能な対策について着実に取り組んでまいります。

なお、今回の豪雨災害からの復旧、復興に向けた基本方針となる令和7年8月豪雨から

の復旧・復興プランの素案につきましては、12月18日に開催する復旧・復興本部会議でお示しする予定です。

土木部では、生活基盤となる社会インフラの早期復旧に全力で取り組むとともに、再度災害防止の観点も踏まえ、国土強靱化の取組を推進してまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興についてです。

令和2年7月豪雨で被災し、国の権限代行で復旧が進められていました人吉市の天狗橋が11月15日に、球磨村の松本橋が11月29日に完成いたしました。さらに、先週の12日には国道219号の八代市内から坂本橋間及び坂本橋が来年2月14日に完成することが公表されました。これにより、被災した10橋のうち5橋の復旧が完了することとなります。

引き続き、国と連携し、一日も早い復旧及び復興に向けて取り組んでまいります。

次に、幹線道路ネットワークについてです。

国が進める南九州西回り自動車道の芦北出水道路において、熊本・鹿児島県の境をまたぐ橋梁の橋桁がつながり、12月7日に連結式が開催されました。

さらに、中九州横断道路、大津熊本道路の大津西から合志間において、12月21日に着工が予定されており、今後工事が本格化することとなります。

本県の幹線道路整備は大きく進展しており、引き続き、国や地元自治体と連携し、幹線道路ネットワークの早期整備に向けてしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案7件、条例等関係議案18件、報告関係1件でございます。

今回の補正予算につきましては、災害復旧

関連事業43億4,900万円余の増額補正をお願いしております。

追加提案では、熊本県人事委員会勧告を踏まえた給与改定分2億2,400万円余の増額補正をお願いしております。

また、ゼロ県債など21億6,600万円余の債務負担行為の設定、964億200万円余の繰越明許費の追加設定をお願いしております。

条例等議案につきましては、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外2件の条例改正、財産の取得について1件、公共事業に係る市町村負担金について1件、工事請負契約の締結について3件、工事請負契約の変更について2件、専決処分報告・承認案件8件の計18件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、専決処分の報告について1件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについてなど6件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、災害からの復旧・復興、国土強靱化をはじめ、県内各地域における社会基盤の整備、保全を着実に推進してまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○西山宗孝委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○安田監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして建設常任委員会説明資料、参考資料としまして条例改正関係新旧対照表、その他報告事項6件を準備しております。

それでは、建設常任委員会説明資料の1ペ

ーじをお願いいたします。

令和7年度11月補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、災害関連予算の冒頭提案に加えまして、給与改定に係る予算を追加提案しております。

1ページ及び2ページに記載の数字については、追加提案分を合算して整理しております。

1ページ上の表、2段目、今回補正額の表真ん中あたりの一般会計でございますが、中段あたり、投資的経費43億4,900万円余、その右隣、消費的経費2億1,700万円余、右から2つ目、特別会計等計600万円余、今回補正額合計45億7,400万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

2ページは、11月補正予算の総括表になります。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

表左から3列目の補正額の欄は、令和7年8月豪雨等に伴う災害関連事業に係る予算として、最下段、合計43億4,900万円余を計上しています。

その右側4列目、給与改定に係る追号分の予算といたしまして、2億2,400万円余を計上しております。

この給与改定分につきましては、民間給与と職員給与の格差3.55%、金額にいたしまして1万3,048円を解消するため、給料表を改定するとともに、期末・勤勉手当、いわゆるボーナスについても、支給月数を民間に見合うよう0.05月分引き上げるものです。

加えて、会計年度任用職員の報酬等も改定しております。

この給与改定分につきましては、15ページから30ページにかけまして、各課の補正予算に計上しておりますが、改定内容が同じでございますので、各課からの説明は省略させて

いただきます。

続けて、表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いいたします。

国支出金20億7,500万円余、地方債20億6,900万円、その他9,500万円余、一般財源3億3,400万円余となっております。

以上が土木部の11月補正予算の状況でございます。

3ページをお願いいたします。

監理課分でございます。

表2段目、建設産業支援事業費で、表右側説明欄のとおり、建設産業若手人材確保対策事業として、2,300万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

この事業は、高校生を対象といたしまして、県内建設企業による説明会など、年度当初から取り組む必要があるため、今年度内の契約を進めるべく、設定をお願いするものでございます。

監理課は以上でございます。

○弓削土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

4ページをお願いします。

2段目の建設単価調査費でございますが、説明欄に記載のとおり、建設単価調査業務に3,200万円余の債務負担行為を設定しております。

この業務は、熊本県が発注する工事の積算に用いる建設資材などの単価を決定するため、令和8年4月1日から1年を通じて市場の実勢価格を調査するもので、毎年行っているものです。

土木技術管理課は以上です。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の単県道路修繕費ですが、5,500万円の増額補正を計上しております。

これは、令和9年7月の道の駅坂本の再開に向けて、全体工程を精査した結果、駐車場の舗装等を前倒し施工する必要が生じたため、事業費を計上するものです。

今回、ゼロ県債の債務負担行為の設定を2件お願いしております。

2段目の単県道路修繕費は、小規模な舗装の損傷箇所を修繕するもの、4段目の道路舗装費は、計画的に舗装補修を実施するもので、それぞれ2億1,600万円及び4億9,500万円を設定しております。

これら2件については、舗装の損傷が梅雨時期に進行することを未然に防ぎ、道路交通の安全を確保するため、早期発注するものでございます。

道路保全課は以上です。

○高橋都市計画課長 都市計画課でございます。

6ページをお願いします。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

2段目の都市公園整備事業費でございますが、表右側の説明欄のとおり、鞠智城PR事業として、1,800万円を設定しております。

これは、来年度4月当初から、教育庁と連携し、国指定特別史跡に向けた県民の機運醸成を図る事業を実施するものでございます。

都市計画課は以上です。

○堤下水環境課長 下水環境課でございます。

7ページをお願いします。

2段目の一般廃棄物等対策費でございますが、400万円余の増額補正を計上しております。

これは、令和7年8月豪雨により被災した浄化槽の復旧に要する費用でございます。

下水環境課は以上です。

○工藤河川課長 河川課でございます。

9ページをお願いいたします。

主なものについて御説明させていただきます。

まず、2段目の河川掘削事業費でございますが、9億円の増額補正を計上しております。

これは、令和7年8月豪雨により河川に堆積した土砂の除去に伴う費用です。

下から2段目の直轄災害復旧事業負担金でございますが、1億2,900万円を計上しております。

これは、令和7年8月豪雨により被災した緑川ダムほか1か所について、国が施行する災害復旧事業に対する県の負担金を計上するものです。

最下段の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、23億2,600万円余の増額補正を計上しております。

これは、令和4年及び令和5年の被災箇所におきます公共土木施設の復旧に要する費用で、災害発生年に実施されました災害査定以降の物価変動や工法の変更に伴う事業費の増額分について、国の再調査により認められたため、計上するものです。

また、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

上から2段目の河川掘削事業費でございますが、表右側説明欄のとおり、1億4,000万円を設定しています。

これは、熊本市の坪井川ほか4か所において河川に堆積した土砂の撤去を行うもので、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了させるためのものです。

最下段の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、表右側説明欄のとおり、700万円余を設定しています。

これは、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業などの施行に伴い必要となる庁用自動車14台分のリース契約を年度当初から行うため

のものです。

河川課は以上です。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

11ページをお願いします。

今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

一般会計2段目の単県港湾整備事業費の表右側説明欄をお願いします。

令和8年度に12億2,000万円を設定しております。

これは、熊本港ほか3か所における泊地、航路のしゅんせつを行うもので、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了させるためです。

12ページ、港湾整備事業特別会計、2段目の施設管理費の表右側説明欄をお願いします。

令和8年度に1,300万円余を設定しております。

これは、熊本港管理事務所等の庁舎等管理業務を年度当初から切れ目なく円滑に行うためです。

港湾課は以上です。

○橋口砂防課長 砂防課でございます。

13ページをお願いします。

2段目の単県急傾斜地崩壊対策費でございますが、1億円余の増額補正を計上しております。

これは、令和7年8月豪雨により崖崩れが発生した氷川町の野津地区ほか1か所の施設整備に要する経費でございます。

3段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、7億9,300万円余の増額補正を計上しております。

これは、令和7年8月豪雨により崖崩れが発生した箇所において、崖崩れ防止施設を設置する玉名市ほか5市町への助成でございます。

砂防課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

令和7年度の繰越明許費についてです。

繰越明許費については、表左から3列目、既設定金額は、最下段のとおり、9月定例会におきまして、152億4,700万円余の承認をいただいております。

今回、表左から4列目の追加設定金額として、1、一般会計合計944億100万円余、2、港湾整備事業特別会計8,800万円余、3、臨海工業用地造成事業特別会計15億円、4、用地先行取得事業特別会計4億1,200万余、合計で、最下段、964億200万円余の追加設定をお願いしております。追加後の設定金額は、1,116億5,000万円余となっております。

この金額の規模感でございますけれども、昨年の同時期、12月定例会の設定額は736億円でございます。比較いたしますと大体380億ぐらい増えておるところでございますが、こちら、今年の8月豪雨災害分の規模が大体その程度でございましたので、その分が上乘せになっているというふうな状況になっているものでございます。

繰越予算につきましては、事業の進捗管理を含めまして適切に執行してまいりたいというふうに思っております。

監理課からは以上です。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、33ページにありますが、内容につきましては、34ページの概要で説明いたします。

34ページをお願いいたします。

まず、2の制定改廃の必要性については、道路法施行令等の一部改正を踏まえ、道路を占用する場合の占用料の額の規定を整備する

ものです。

3の内容ですが、(1)は、道路法施行令の改正を踏まえ、道路法施行令第7条第14号及び第15号に掲げる施設に係る道路の占用料を定めるものです。

具体的には、道路法施行令の改正により、道の駅の駐車場等に設置する水素ステーション及び備蓄倉庫等が新たに占用許可の対象となったことを踏まえ、これに該当する道路の占用料を定めるものです。

(2)は、条例の施行日を令和8年1月1日とするものです。

(3)は、所要の経過措置として、施行日前の占用料については、従前の規定によると定めるものです。

道路保全課は以上です。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

今回、条例等関係議案として、3件を御提案しております。

35ページから38ページまでが、議案第17号の熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてです。

内容につきましては、39ページの概要にて御説明します。

まず、2の制定改廃の必要性は、港湾施設使用料等の算定に係る経費単価の見直しなどに伴い、使用料及び占用料の額などを改定する必要があるためです。

次に、3の内容ですが、(1)は、港湾施設の使用料及び港湾区域公共空地の占用料の額を改定するもの、(2)は、その他の規定の整理として、第4条の「けい留」及び第14条の「き損」を常用漢字に改めるものです。

具体的には、別冊で配付しております条例改正関係新旧対照表にて御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第4条及び第14条を改めるとともに、別表のとおり、左側が現在、右側が改正後の使用料及び占用料の額となります。

全般にわたって、右側の額のとおり改定するものでございます。

説明資料の39ページにお戻りください。

次に、3の内容、(3)は、条例の施行日を令和8年4月1日からとするものです。ただし、(2)は、施行日を公布日とします。

(4)は、所要の経過措置として、施行日前の許可に係る使用料及び占用料については、従前の方法によると定めるものです。

41ページをお願いします。

議案第18号の熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

内容につきましては、42ページの概要にて御説明します。

まず、2の制定改廃の必要性は、条例の引用法令である港湾法の一部改正に伴い関係規定を整理する必要があるためです。

次に、3の内容ですが、(1)は、港湾法第3条の3第3項が第5項に繰り下がり、第11項が削除されたことに伴い、審議会条例の第2条第1項中「第3条の3第3項(同条第11項において準用する場合を含む。)」を「第3条の3第5項」に改めるものです。

(2)は、条例の施行日を公布日とするものです。

43ページをお願いします。

議案第19号の財産の取得についてです。

取得する財産は、表の左から、区分は土地、所在地は八代市港町308番1、面積は19万4,275.79平方メートル、取得の相手方は国土交通省、取得の目的は八代港臨海用地、取得の予定価格は4億9,881万3,788円です。

提案理由としましては、八代港加賀島地区の国の港湾工事によって生じた土地を、隣接する県有埋立地と合わせて八代港臨海用地として整備、分譲するため、港湾法第53条の規定により、港湾管理者である県が国有埋立地を取得する必要があるためです。

なお、国の港湾工事によって生じた土地を、国自ら民間企業に譲渡することができな

いため、港湾法に基づき、港湾管理者である県が取得します。

港湾課は以上です。

○橋口砂防課長 砂防課でございます。

45ページをお願いいたします。

議案第20号、令和7年度災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金についてです。

これは、8月に専決させていただき、さらに9月定例会において、令和7年8月豪雨関連で承認をいただきました災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、町負担分を定めるものです。

負担金の負担内容については、従前から変更ありません。

なお、今回の提案に当たり、各町に対し、事業計画を説明の上、負担金に係る同意を得ておりますことを申し添えます。

砂防課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

47ページをお願いいたします。

47ページから60ページにかけて、工事請負契約の締結及び変更について、第24号から第28号の5件の議案を提案しております。

提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により提案しているものです。

では、まず47ページ、議案第24号についてです。

工事名、鹿児島本線大野下・玉名間169k352m付近、境川橋梁(仮称)新設工事。工事内容、ボックスカルバート工。工事場所、玉名市中。工期、令和8年3月31日まで。契約金額、6億7,011万4,000円。契約の相手方、九州旅客鉄道株式会社。契約の方法、随意契約でございます。

続きまして、49ページをお願いいたしま

す。

議案第25号についてです。

工事名、熊本工業高校実習棟(第四期)改築工事。工事内容、(1)実習棟の改築、木造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積1,597平方メートル、(2)中央渡り廊下の増築、木造、地上2階建て、延べ面積217平方メートル、(3)その他渡り廊下の増築、鉄骨造、地上2階建て、建築面積99平方メートル。工事場所、熊本市中央区上京塚町。工期、令和9年3月19日まで。契約金額、8億4,260万円。契約の相手方、新規・小竹特定建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

50ページをお願いします。

入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び51ページの2の評価に関する基準について、本書記載のとおり設定いたしまして、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には1者が参加し、右下記載のとおり、令和7年9月24日に開札を行い、新規・小竹特定建設工事共同企業体が、技術評価点113.08、入札価格7億6,600万円、評価値14.7624で落札となっております。

次に、53ページをお願いします。

議案第26号についてでございます。

工事名、県庁行政棟新館・警察棟非常用発電設備改修工事他合併。工事内容、(1)非常用発電設備の更新、電圧6,600ボルト、定格出力1,750キロボルトアンペア、(2)オイルタンクの更新、容量1万リットル。工事場所、熊本市中央区水前寺6丁目。工期、令和9年2月26日まで。契約金額、7億6,637万円。契約の相手方、白鷺電気・不二電気建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

54ページの入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び55ページの2の評価に関する基準について、本書記載のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には5者が参加し、右下記載のとおり、令和7年9月24日に開札を行い、白鷺電気・不二電気建設工事共同企業体が、技術評価点128.17、入札価格6億9,670万円、評価値18.3967で落札となっております。

次に、57ページ、議案第27号についてでございます。

この契約案件は、令和4年12月定例会において議決いただいたものでございます。

内容につきましては、58ページの概要により御説明いたします。

工事名、国道266号地域連携推進改築(新大矢野トンネル)工事他合併。工事内容、トンネル工。工事場所、上天草市大矢野町。請負契約締結日、令和4年12月22日。請負業者、竹中・吉永・吉田・大政建設工事共同企業体。契約工期、令和8年1月30日まで。変更契約金額、54億3,570万6,012円を58億202万1,456円に変更するもので、3億6,631万5,444円の増額となります。

金額の変更理由でございますが、賃金等の変動に対する契約約款第25条第6項。具体的に申し上げますと、工事契約後の賃金や資材等の価格上昇につきまして、受注者の求めに応じ、工事費に適正に反映させる、いわゆるインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更と掘削土の運搬先の変更に伴う増額でございます。

次に、59ページ、議案第28号についてです。

この契約案件は、令和4年12月定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、60ページ、概要により御説明申し上げます。

工事名、国道389号広域連携交付金(下田南4号トンネル)工事他合併。工事内容、トンネル工。工事場所、天草市天草町。請負契約締結日、令和4年12月22日。請負業者、オオマス・中村・共栄建設工事共同企業体。契約工期、令和8年2月27日まで。変更契約金額、18億5,933万4,763円を19億2,396万8,710円に変更するもので、6,463万3,947円の増額となります。

金額の変更理由は、新大矢野トンネルと同様、インフレスライド条項に基づく請負代金の増額でございます。

監理課は以上です。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵等に関する専決処分の報告及び承認については、61ページの第40号議案から68ページの第47号議案までの8件でございます。

議案の説明につきましては、69ページ及び70ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号40号です。

本件は、令和7年5月6日午後7時50分頃、阿蘇市車帰において、被害者が、一般県道北外輪山大津線を菊池郡大津町方面から阿蘇郡南小国町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものです。

被害者には前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、事故の発生が夜間であること及び雨天で霧も発生していた状況等を踏まえ、損害額の9割に当たる6万2,984円を賠償しております。

次に、議案番号41号です。

本件は、令和7年5月23日午前7時20分頃、球磨郡球磨村大字神瀬において、被害者が、一般国道219号を八代市坂本町方面から

人吉市方面に向けて、普通乗用自動車で行進中、進路前方の道路上に落下していた石と衝突し、オイルパン等を損傷したものです。

被害者には前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の4割に当たる12万6,640円を賠償しております。

次に、議案番号42号です。

本件は、令和7年6月11日午前9時30分頃、上益城郡益城町大字宮園において、被害者が、一般県道益城菊陽線を熊本市方面から上益城郡益城町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の4割に当たる3,974円を賠償しております。

次に、議案番号43号です。

本件は、令和7年6月15日午後1時頃、阿蘇郡南小国町大字満願寺において、被害者が、一般国道442号を阿蘇郡小国町方面から阿蘇郡南小国町方面に向けて、普通乗用自動車で行進中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、右前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の5割に当たる9,185円を賠償しております。

次に、議案番号44号です。

本件は、令和7年6月16日午前10時30分頃、上益城郡益城町大字小谷において、被害者が、主要地方道熊本益城大津線を熊本市方面から菊池郡大津町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、右前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の5割に当たる3,300円を賠償しております。

次に、議案番号45号です。

本件は、令和7年6月16日午後0時25分頃、菊池郡大津町大字下町において、被害者が、一般国道443号を菊池市方面から上益城郡益城町方面に向けて、普通乗用自動車で行進中、進路左側に生育する街路樹から落下した枝が車両に直撃し、フロントガラスを損傷したものです。

本件は、直撃事案であり、被害者が事故を回避することは困難であることを踏まえ、損害額全額18万8,386円を賠償しております。

次に、議案番号46号です。

本件は、令和7年6月19日午前8時頃、球磨郡球磨村三ヶ浦において、被害者が、主要地方道人吉水俣線を人吉方面から球磨郡球磨村方面に向けて、軽四輪乗用自動車で行進中、進路前方の道路上に落下していた石と衝突し、左前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の5割に当たる4,675円を賠償しております。

最後に、議案番号47号について説明いたします。

本件は、令和7年7月25日午前9時20分頃、菊池郡大津町大字室において、被害者が、一般国道325号を菊池市方面から上益城郡益城町方面に向けて、普通乗用自動車で行進中、進路左側に生育する街路樹から落下した枝が車両に直撃し、ボンネット等を損傷したものです。

本件は、直撃事案であり、被害者が事故を回避することは困難であることを踏まえ、損害額全額12万6,000円を賠償しております。

今後も、パトロールを徹底するとともに、市町村等とも連携しながら、道路異常通報制度の周知を図り、道路管理事故の未然防止に努めてまいります。

道路保全課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

71ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

この契約案件は、令和5年6月定例会において議決いただいております。

内容につきましては、72ページ、概要により御説明いたします。

工事名、菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上部工）。工事内容、橋梁上部工。工事場所、玉名郡和水町大字下津原。請負契約締結日、令和5年6月26日。契約の相手方、国土交通省九州地方整備局。変更契約の工期、工期の末日が令和8年2月28日までを令和8年3月31日までに変更するものです。契約金額、18億1,445万3,900円。工期の変更理由は、上部工架設に係る施工計画の精査による工期の延長でございます。

監理課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願いいたします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

質疑ありませんか。

○坂田孝志委員 安田課長、31ページの繰越しですかね。昨年より380億多くなったってことですね。合計で1,100億ですか。これはどんなですか、近年においては、この繰越額は。

○安田監理課長 先ほど申しあげましたとおり、令和6年度が大体970億、その前の年、令和5年度は、矢部のほうでちょっと災害がございましたもんですから、その年は、最終的な設定金額としまして、1,000億を超えた

というような状況がございます。その2年前、令和3年、令和4年ぐらいは900億弱ぐらいで推移はしております、参考までに申し上げますと、令和2年の豪雨災害のときでございますが、こちら1,300億を超えておるような状況でございます。

繰越してございますが、もう最近では猛暑日の対策等々もございまして、工期を少し長めにするような状況等々も出てきておりますもんですから、少し繰越額が大きくなっている部分は否めないかなというふうに思っておりますが、執行部一同、一生懸命発注にいそめたいというふうに思っておりますのでございます。

○坂田孝志委員 突出して多いというわけじゃないわけですね。過去にも1,300億とか、要は、災害があった年には1,100億を超えるときもあったってことでありますが、土木部の職員数のこともありますでしょう。あるいは、業者の数もあるでしょうね。それと、予算面においては、今後、国土強靱化等々、また増えてくる要素もあるかと思うんですね。

ですから、やはりそこで事業を消化していくところは、いろいろ困難といいますが、課題も生じてくるでしょうが、ここは1つ提案ですけれども、今の発注標準、特に、このいわゆる多くの業者の方々が様々な仕事を受注する機会に合えるかどうか考えますと、特に、一番、下段といいますか、Bクラス等々、前よりも随分下げられたってこともありますし、業界の方々といろいろ話もされておられるやに聞きますが、そこら付近も、今ここでってことじゃございませんが、先を見越したときに、そういうのも少しずつ引き上げながら、事業者の技術の養成も必要でしょうし、やはり技術者がいまして、現場を持つわけにいかないでしょうから、そんなことも考えていかざるを得ないのかなという、そういう感じがして発言しました。

このような方向で進めますってことでなくてもいいですから、感想程度でよろしいですから、おっしゃっていただければと思います。

○菰田土木部長 御意見ありがとうございます。

予算の執行に当たりましては、やはり執行部側としても、できるだけ平準化を図りながら計画的な事業執行を図りたいというふうに思っているところでございます。

また一方で、近年の災害の発生の状況を鑑みると、災害発生後に査定を受けまして、それから発注事務に至るといった形になります。

また、特に河川の場合であれば、非出水期での施工ということで期間の限定の話もございます。また、請負の業者においても、いわゆる技術者の張りつけの状況とか、そういうものについても、非常に我々としても業界との意見交換を重ねながら、できるだけうまい具合の発注ができればいいかなというふうに思っているところですが、入札不調とかいうような実態も生じているといったところでございます。

今委員から御提案のありました、いろいろクラスの見直しとか、そういう状況等々もいろいろ総合的に勘案しながら、いろんな課題もあるかと思っておりますけれども、整理していつて、今後いろんなところの方策等が組みればなというふうに思っております。

先ほど委員のほうからありました技術職員の定員が若干少なくなっているところもございまして、そういった意味で職員に負荷をかけているという事実はございます。そういった意味で、チーム土木部としては、一生懸命連携しながら、市町村とも意見交換しながら、できるだけ円滑な事業執行に努めたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○坂田孝志委員 本当に様々な要因があつて

大変な仕事があるわけですが、やはり職員の確保するのは、これは市町村もそうですよね、大事であろうかと思っておりますから、今後とも、いろいろ連携を取りながら事業執行に当たっては、あるいはインフラ整備に当たっては頑張っていただきたいと感じます。これはもう考え方だけですから。

○西山宗孝委員長 御提案ありがとうございます。

よろしいですか、担当の課長のほうは何かありますか。部長答えられましたので。

ほかにありませんか。

○吉永和世委員 43ページ、港湾課の件です。

熊本県の港湾といいますと、八代港、熊本港と、代表する港があるわけでありまして、しっかり整備していただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。

今回、八代港についての財産の取得ということでございますけれども、八代港における港湾用地といいますか、そういったものがもう余裕がないというのはちょっと聞いておったんですけれども、その流れからいきますと、今回の取得って大変意義あるものだというふうに思うんですけれども、今後の流れとして、民間に譲渡をするまでの流れ、タイムスケジュール、そういったものが分かれば教えていただければと思います。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

お尋ねいただいた件でございますが、今年度中には国から正式に譲渡を受けまして、今後、県有埋立地と併せて造成を進めて、できれば、来年度中には分譲を進めたいと考えておるところでございます。

以上です。

○吉永和世委員 あまりの速さにびっくりし

たんですけれども、もうある程度、じゃあ地盤も固まってという状況と書いていいんですか。

○田村港湾課長 加賀島については、岸壁の新規事業化を今要望しているところがございますけれども、その中でも、やはり利用する企業に早く立地していただくということも非常に重要なことだと考えております。

現状としましては、埋立てがほぼ終わりました、ただ、完全に地盤改良とかまで全てやるというやり方もございますが、分譲の立地する企業によっては、必要な部分を改良するというところもございますので、その辺り、現状としては、ある程度ならしをした上で売却するような形で、その分売却の単価あたりを下げるとか、その辺りも、単価に関しては財産審議会等にかかる必要があるんですけれども、そういうことも踏まえて、できるだけ早く来年度ぐらいには、できれば分譲という手続を誘致する企業立地の部門とも調整しながら、そこはできるだけ早く分譲したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○吉永和世委員 分かりました。

そうやってこう計画が見えると、分かりやすいといいましょうか、そういった誘致もしやすいのかなと思いますので、ぜひしっかりと頑張ってくださいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○斎藤陽子委員 すみません。69ページ、70ページなんですけれども、何か大津がちょっと、結構事故が多いなというふうな印象を受けたんですけれども、私も、これに限らず、町内でも穴ぼこのことは、今年の夏は非常に多く、通報というか、いろんな住民の皆様か

らお話をいただいて現場を見に行くと、町道であれば、もちろん町ですとか、県のほうにもおつなぎをするということをやったんですけれども、工事車両とかがやっぱりすごく多くなっているの、何が原因でこういう穴ぼことか、道路の何か凸凹がちょっと発生するとかというのが多くなっているのかどうかというのは、前の状況知らないのだから分らないんですけれども、何かちょっと多いなというような声も聞いています。

工事がある中で、通常以上の車の通りというのは多くなっているのかなと思っはいるんですけれども、そういったところで、この道路の工事とか整備とか管理というところで、この付近のところ、どのような対策を今後検討いただいているのかも含めて、ちょっとプラスで教えていただければと思います。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

管理瑕疵事故、特に、穴ぼこについて多くなっているというふうなお話、原因は何だろう、対策はというふうなお話だったかと思っておりますけれども、確かに管理瑕疵事故自体が最近増加しているような傾向はございまして、特に、その中でも穴ぼこの件数が増加しているという認識はございます。

穴ぼこの増加の原因として考えられるものとしては、やはり舗装の老朽化の進行ですとか、先ほど少しお話になられた交通量、特に大型車が増加しているようなところ、また、気象状況が作用する、例えば、大雨等による影響でクラック等が発生していたとすれば、そこから水が浸入して、そこに大型車の交通量が多ければ、だんだんクラックが多くなって、しまいには穴ぼこに発展していくというふうなことで、様々な要因が絡みますので、何か一つの原因ということはなかなか申し上げにくいんですけれども、舗装、補修が十分

行われているのかとかいった指摘があることも承知しているところでございます。

私どもとしては、基本的には、そこにつきましても、必要な予算を確保して、舗装維持管理計画というものも持っていますので、それに基づいて優先度を考慮して効率的、効果的な更新に努めていくということに尽きるわけですけれども、いずれにいたしましても、この穴ぼこに関しましては、県といたしましては、毎日の道路パトロールの質的な向上を図るということ、また、道路異常通報制度というものもありますので、そういったものの周知によって、とにかく早期に発見して、管理瑕疵の未然防止につなげていく、早期に発見して、私どもがまた速やかに処理するといったことが大事かというふうに思っております。

また、速やかに処理するという観点では、穴ぼこを常温合材というやつですぐに処置するんですけれども、その後、またそれが穴ぼこに発展していくというようなこともありますので、経過措置とかいうものもきちんとながら、本格的な復旧というものも急いでやっていく、そういったことをきちんとしていくことに尽きるというふうに思っていますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○斎藤陽子委員 ありがとうございます。

住民の皆さんは、やっぱり不安が、何かあると心配になられて、何か大丈夫なのかって目に見えない部分もあるかと思っておりますので、そこも私もちょっとしっかり教えていただきながらいろんな説明をちゃんとしていきたいなというふうに思っていますので、引き続き工事とか、そういった対応とかも時間があるべくかからないように、すぐに対応いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第16号から第20号まで、第24号から第28号まで、第40号から第47号まで、第49号、第50号及び第54号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外24件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外24件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が6件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○安田監理課長 監理課でございます。

右上に報告事項1と書いてございます資料、令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明させていただきます。

本件につきましては、知事公室付から総務常任委員会に報告をされたものですが、復旧、復興全般に関するプランになりますので、本常任委員会におきましても御報告させていただきます。

まず、左側1番、気象情報と主な被害情報につきましてです。

8月豪雨は、線状降水帯が繰り返し発生し、県内では、多いところで24時間降水量が400ミリを超える記録的な大雨となり、結果、広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生したところでございます。これを受けまして、9月25日に、令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部を設置し、復旧・復興プランを策定することといたしました。

2、復旧・復興プランの理念でございますが、「県民みんなが安心して笑顔になる」熊本の復旧・復興」を掲げ、3に記載のとおり、4つの項目を大きな柱としてございます。

4番、今後のスケジュールでございますが、3日後の12月18日に第2回本部会議を開催して本プランの素案について意見交換を行い、年内での策定を見込むとともに、来年度出水期前にはプランの進捗を確認することとしております。

裏面をお願いいたします。

プランの具体的な内容でございます。

左端、縦軸に4つの柱、その隣に20の項目で構成しておりまして、それぞれに、主な課題、改善の方向性、3年間の主な取組を記載しております。

土木部関連の取組を赤枠で囲っておるところです。

まず、1つ目の柱、被災者の救済・生活支援の項目1、生活の支援・住まいの確保における取組といたしまして、右側、上から2行目に記載の応急仮設住宅の供与、いわゆる住宅整備について掲げておるところでございます。

応急仮設住宅につきましては、美里町に2団地9戸、上天草市に1団地10戸を整備し、それぞれ入居を開始しております。

項目3、災害廃棄物の早期適正処理においては、宅地内に流入した堆積土砂等の早期撤去を掲げておりまして、土砂等の撤去に取り組む市町では、年内の撤去完了を見込んでおります。

3つ目の柱、社会・産業インフラの機能回復の項目6、道路の復旧では、県内各地で発生いたしました多数の被災箇所の迅速な復旧に取り組んでまいります。

また、災害時の代替道路を確保し、緊急輸送機能を維持するため、九州中央自動車道や中九州横断道路といった高規格道路の整備を促進してまいります。

項目7、河川・砂防施設の復旧におきましては、被災した河川・砂防施設の早期復旧及び再度災害防止のための砂防施設や河川の整備に取り組んでまいります。

4つ目の柱、防災・減災の取組みの項目17、国土強靱化地域計画に基づく施策の推進における取組でございますが、今年度中に改定を予定しております県の地域計画に基づく施策の推進となります。

地域計画の改定につきましては、次の報告事項2で御説明申し上げますが、次期計画では、インフラ老朽化対策の推進や今回の豪雨を踏まえた浸水対策の推進など、幅広く必要な対策を位置づけまして、国土強靱化に取り組むこととしております。

最後に、項目18、内水氾濫対策を含む浸水対策の推進についてです。

浸水対策につきましては、県関係部局と市町村で構成する浸水被害に関する検討会を立ち上げ、今後の対応策の取りまとめを進めておるところです。

その検討結果を踏まえ、河川の整備など浸水対策を推進するとともに、市町村が取り組む内水氾濫対策の支援に取り組んでまいりま

す。

以上、土木部としましては、社会基盤の迅速な復旧に全力で取り組むとともに、災害による被害の軽減及び防止に向けて、強靱化の施策を着実に推進してまいります。

続きまして、報告事項2でございます。

熊本県国土強靱化地域計画(素案)概要につきまして御説明申し上げます。

この計画は、全庁的な施策や取組を掲載しており、土木に関する項目も多く含まれるため、総務及び農林水産常任委員会とともに本常任委員会においても御報告させていただくものです。

まず、計画策定の趣旨・位置づけでございますが、この計画は、国の国土強靱化基本計画を踏まえた県の計画でございます。現在の計画は、平成29年に策定し、令和3年に改定したものであります。

今回の改定は、今年の6月に国が現行の基本計画に基づきます実施中期計画を策定したことから、その内容を踏まえて計画の改定を行うものです。今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策はもちろん、ソフト施策を含めた総合的な防災体制の整備を目指すものとなっております。

計画期間は、最下段記載のとおり、国の計画に合わせて、おおむね5年としておるところです。

右側の基本的な考え方といたしまして、県民の生命、財産と県や社会の重要な機能を守り、県土全体の安全を確保するとともに、九州を支える広域防災拠点として機能することなどを掲げております。その上で、風水害、地震、火山噴火といった本県の地域特性、災害リスクを念頭に、具体的な強靱化の推進方針を定めております。

裏面をお願いします。

推進方針については、1、自然災害に対し直接死を防ぐや、2、救助・救急、医療活動や被災者の避難生活環境の確保により関連死

を防ぐなど、7つの事前に備えるべき目標を掲げまして、必要な施策を列挙しておるところです。

土木部が関連する取組につきましては、マーカーを引いております。

国の実施計画を踏まえて、インフラ老朽化対策の推進や緊急輸送ネットワークの強靱化などの施策を全て漏れなく位置づけておるところです。

新たな取組といたしましては、1の項目で、今年8月の豪雨災害を踏まえました内水氾濫対策の推進でございますとか、令和5年に施行されました既存盛土による災害防止など、また、大きい6番の項目で、被災者の住まいの確保、あるいは復旧・復興を担う人材確保の取組を盛り込んでおるところです。

これら様々な施策について、国の財源も活用しながら推進を図り、引き続き災害に強い熊本づくりを進めてまいります。

最後、右下、改定スケジュールでございますが、パブリックコメント手続を経まして、今年度末の計画完成を目指します。

監理課からは以上です。

○高橋都市計画課長 都市計画課です。

報告事項3の都市交通マスタープランの策定状況についてを御覧ください。

本年度の策定を予定しております都市交通マスタープランについて、先日の熊本都市圏総合交通計画協議会において公表しました素案の概要について御説明させていただきます。

右下のページ、1ページをお願いします。

ここでは、ページ上段の①、②で、熊本都市圏の都市交通マスタープランとはやパーソントリップ調査とはなどの基本的な内容を記載しており、中段以降に、③都市圏交通の現状と課題について取りまとめております。

その③都市圏交通の現状と課題につきまして、(1)都市圏人口の動向では、計画目標年

次である令和27年の熊本都市圏の人口は、令和2年と比較して約5.4万人減少すること、(2)慢性化する交通渋滞では、県内には主要渋滞箇所数が多数存在しており、その中でも熊本市は、3大都市圏を除く政令指定都市でワーストワンであること、右側の(3)公共交通のサービス低下・利用低迷では、公共交通利用者数が約10年前の第4回PT調査時に比べ減少していることなどについて記載しております。

2ページをお願いします。

ここでは、上段に④将来交通計画、右下に⑤モニタリングによる計画の推進について記載しております。

まず、④将来交通計画につきまして、(1)都市交通の将来像では、都市圏の成長とともに、公共交通の利便性を高め、利用を増やして渋滞を減らし、誰もが移動しやすいまちへをコンセプトとすることとしております。

次に、(2)計画の目標では、年間の公共交通利用者数と公共交通手段分担率を2倍に増やすことや、主要な渋滞箇所数や渋滞に巻き込まれることで発生する損失時間を半減することの具体的な目標値を設定しております。

また、(3)将来交通計画の方針では、自動車やバスの流れをよくし、公共交通への転換を促し、交通を分散させる取組を公共交通施策と道路施策の両輪で進めていくこととしております。

右側の(4)主な提案施策では、先ほどの目標を達成できるよう、公共交通、道路、それぞれの施策について記載しております。

公共交通施策については、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道や豊肥本線の輸送力強化、バスレーンの整備など、道路施策については、中九州横断道路や都市圏3連絡道路、セミコン関連の道路など、詳細については、次ページ以降に取りまとめております。

(5)提案施策に期待される効果では、これらの施策が実現した場合の効果を定性的、定

量的にそれぞれ示しております。例えば、熊本駅から阿蘇くまもと空港までは、バスでも鉄道でも行けるようになり、バスの時間は短縮されること、熊本市中心部やセミコンまでの自動車の所要時間が短縮されることについて記載しております。

最後に、⑤モニタリングによる計画の推進につきまして、都市交通マスタープラン策定後に、その実行計画としてアクションプランを策定すること、より計画の実効性を高めるため、モニタリング機関を設置し、施策の進捗管理や効果検証を行うことなどについて記載しております。

3ページ、4ページには、先ほど御説明しました提案施策について、公共交通、道路、それぞれの施策とその位置図について示しております。

都市計画課からは以上です。

○堤下水環境課長 下水環境課でございます。

報告事項4をお願いします。

県の下水道事業における官民連携の検討について御報告します。

1の本県における下水道事業の課題ですが、人口減少に伴う使用料収入の減少、処理場、管路施設の老朽化、下水道事業に従事する職員数の減少などの課題を抱えており、将来的に経営環境が厳しくなることが想定されます。

2の国の方針ですが、国は、下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするため、民間事業者の資金や創意工夫を活用する官民連携方式の導入を全国的に推進しています。また、国土交通省は、令和9年度以降、老朽化した汚水管の改築に係る国費支援について、官民連携方式の導入を要件化するとしております。

3の県の今後の取組ですが、1の課題に対応するため、2の国の方針を踏まえ、本県下

水道事業においても、官民連携方式の導入について検討を行っているところです。

現在、下水処理に関連する企業や指定管理者などを対象に、参入意欲や事業内容等に対する考えを把握するための民間市場調査を実施しており、その結果を踏まえ、地元企業の参画機会にも配慮した事業スキーム案を令和8年3月に策定予定としております。

なお、検討の対象としている下水道は、県が管理、運営する流域下水道、現在建設中の熊本セミコン特定公共下水道、流域下水道に接続している市町村の公共下水道です。

下水環境課は以上です。

○工藤河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項5と記載の資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について御報告いたします。

本件につきましては、先週金曜日の総務常任委員会でも同様に報告をしております。

まず、1の緑の流域治水の主な取組状況で、(1)新たな流水型ダムの進捗状況についてです。

11月14日に、球磨川漁業協同組合と九州地方整備局の間で、漁業補償契約が締結されました。表に記載のとおり、これまでに、国により、用地補償や代替地の造成、代替道路工事、そして、ダム本体工事の間、一時的に川の流れを切り替える仮排水トンネルの整備が行われています。

今後も、令和9年度のダム本体基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成に向け、関係者の理解を得ながら事業が進められます。

次に、(2)新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組みについてです。

県では、新たな流水型ダムが安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の

方向性や進捗を確認する仕組みを令和4年度から設けています。今週土曜日、12月20日に、昨年度以来となる第4回会議を開催いたします。

続いて、資料の裏面を御覧ください。

新たな流水型ダム事業や、国が管理する球磨川本川の河川整備と連携して、県が管理する支川でも河川整備を進めています。1例を御紹介しますと、写真のように、あさぎり町の田頭川では、沿線の家屋や田畑の浸水被害を軽減する堤防のかさ上げ工事に取り組んでいます。そのほか各所で事業を進めているところです。

続いて、(4)「雨庭」普及に向けた勉強会の開催についてです。

緑の流域治水は、これまで申し上げてきた公共事業によるハード対策に加え、球磨川流域の企業や住民の皆さんと協働し、流域全体の総合力で安全、安心を実現するものです。

その一環として雨庭があります。雨庭は、建物の屋根などに降った雨水を、排水路や河川に直接放流させず、一時的に貯留したり浸透したりさせるもので、身近な治水対策と言えます。

人吉市において、今年度、雨庭を整備する個人や企業に対する補助制度を創設されていますので、人吉市、雨庭の研究を行っている熊本県立大学及び県の3者共催で、11月4日に、人吉市役所において、事業者や市職員向けの勉強会を開催いたしました。

引き続き、他の市町村でも同様の取組が広がっていくよう、県においても、周知啓発や市町村の取組に対する支援を行ってまいります。

続いて、五木村・相良村の振興について御報告いたします。

長年ダム問題に翻弄されてきた五木村、ダムの建設地となる相良村については、早期に振興策が目に見える形になるよう支援するとともに、関連する県事業を着実に推進してい

ます。

五木村では、川辺川上流部の宮園地区で、住民主体によるにぎわいづくりの取組が進められています。また、宮園地区では、県による川辺川の河川整備も進めてまいりますので、イベントに合わせて、整備の内容をVR仮想空間で体験していただきました。

また、相良村では、川辺川沿いの廻り地区で、村による交流拠点施設の整備が進められています。この施設は、県の熊本アートポリスプロジェクトとして実施されています。

引き続き、国、五木村・相良村と一体となって、目に見える形で両村の振興を推進してまいります。

報告は以上です。

○佐澤建築課長 建築課でございます。

右上、報告事項6と記載の資料をお願いいたします。

今年度予定しております次期熊本県建築物耐震改修促進計画の策定について御説明いたします。

まず、1、計画の概要についてですが、この計画は、建築物の耐震性能を高め、県民の安全・安心を確保するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震化の目標や必要な施策をまとめたものです。

次に、2、次期計画策定の必要性につきましては、今年度、現行の計画期間が終了となりますことから、また、目標にまだ達していないことから、引き続き建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、次期計画を策定する必要がございます。

3、次期計画の(1)策定方針につきましては、現行計画の内容を基に、国の基本方針を踏まえて策定することとしております。

(2)計画期間につきましては、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年経過時に見直しを検討することとしております。

(3)計画内容の1点目としまして、①目標

設定につきましては、住宅及び特定建築物、それぞれの目標を設定することとし、住宅は、10年後の令和17年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消。特定建築物は、法により耐震診断が義務づけられたものうち、重要度が高いと考えられる建築物について、5年後の令和12年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消としております。

2点目の②計画に記載する主な施策につきましては、現行計画の内容に必要な追加・修正を行うこととしておりまして、以下に4つの主要項目に関する見直しのポイントを記載しております。

まず、1つ目の大規模地震に備えた住宅等の耐震化につきましては、施策対象の範囲を拡大し、さらなる耐震化を図ることとしております。

2つ目の防災上重要な公共建築物等の耐震化につきましては、市町村庁舎等の防災拠点施設の情報を更新しまして、防災拠点の耐震化を促進することとしております。

3つ目の非構造部材等を含めた安全対策につきましては、危険なブロック塀対策の情報を追加しまして、安全対策を加速することとし、4つ目の耐震化に係る体制整備及び人材育成につきましては、耐震診断等の技術者育成の取組を強化しまして、住宅の耐震化を促進することとしております。

最後に、4、策定スケジュールにつきましては、学識経験者等から構成される検討委員会を3月までに複数回開催し、パブリックコメントを1月から2月にかけて行い、最終案を2月議会時に御報告させていただいた上で、3月中に決定し、公表する予定としております。

なお、裏面には、国の基本方針に関する情報を参考に記載しております。

報告は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終

わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○住永栄一郎委員 すみません、お尋ねします。

報告事項1のところで、すみません、これは山都町は入っていないんですね。

○西山宗孝委員長 報告事項、1枚目の表ですか。

○住永栄一郎委員 はい。表です。

○安田監理課長 すみません、ちょっと確認不足で申し訳ないです。

○住永栄一郎委員 多分、道路と農地関係ともしかしたら別で判断かもしれないんですけども、農地だけでも1,600か所以上の被害が出ていたと思うんですよ。また、道路に関しても、通れないところも何か所もありましたし、住宅も、裏の山が崩れて、ぐちゃって崩れた家とかも確認をしておりますので、これになるかならぬかの基準というのが何かあるのであれば、そこもお伺いしたいなと思ひまして……。

○安田監理課長 申し訳ございません。確認不足でございますので、その辺り勉強させていただいて、改めて御報告したいと思ひます。申し訳ございません。

○西山宗孝委員長 後刻報告ということですが、よろしいですか、住永委員、それで。

○住永栄一郎委員 よろしくお願ひします。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 建築課長、耐震対策の計画見直し、これは、報告事項6、住宅は、特に市町村との連携が大事じゃなかろうかなあと感じますが、やっぱり市町村の文言は1つもありますが、どんなふうはこの改定に向けて連携を取り合ってもらっているんでしょうかねと思ひまして。

○佐澤建築課長 建築課でございます。

今御指摘のありました住宅の耐震化につきましての市町村との連携ということでございますが、今検討中で、今後さらに内容を深くやっていくところなんですけれども、ここに記載している内容でいきますと、(3)、②計画に記載する主な施策、その1番目に、大規模地震に備えた住宅等の耐震化についてというところで、まずは住宅の耐震化について触れたいというふうに考えております。

ここに記載しておりますのは、現行の計画では、旧耐震基準で建てられた住宅について促進するということを書いておりましたが、実際は、令和6年度の9月補正で補正予算をつけていただきまして、それから国のほうも実際そういった形で見直しをかけてまして、平成12年に建設されたものまで、ちょうど平成12年に木造の基準の強化がされております。それまでに建てられた建物について推進をしていくということで方針を掲げておまして、県のほうも、それに合わせて補助対象の見直しを広げ、市町村と連携をして補助制度を拡充しておるところです。

市町村のほうには、実際その制度創設のときから、こちらのほうからも足を運びまして、連携を強固にしていくという体制をつくっております。

現在も、推進に向けて、細やかに連携を取っているところでございます。実際、この計画におきまして、そういった実態を踏まえまして、さらにそれを推進していくというような形で盛り込む予定ではございますけれども

も、ここは、主にとということで抽出した内容だけを記載しておりましたので、言葉足らずでありましたけれども、しっかりとその辺り、連携は引き続き取っていくつもりでございます。

以上です。

○坂田孝志委員 あつておりますように、阿蘇の小国の地震とか、青森とかいろいろまた地震のニュースが出ておりますが、今お話の中でおっしゃられた、県で措置した市町村の耐震化の状況、どんなでしょうか。いろいろ市町村取り組んでおられます進捗状況といたしますか。

○佐澤建築課長 非常に市町村、積極的に取り組んでいただいているところもございます。

ただ、一つ一つ申し上げるところはちょっとどうかと思いますので、全体的な話をさせていただきますと、昨年度に比べまして、住宅の耐震診断、これの実施の実績が約2倍近い伸びを示しております。また、耐震改修につきましても、昨年度に比べまして1.5倍ほど増えているという状況でございます。

実際、まだまだもっともっとあるはずなんですけど、そういったところは、さらに市町村と連携をさせていただいて周知普及を図って、耐震診断、耐震改修を促進してまいりたいと思いますが、制度の拡充といったことで補助制度の拡充を実施しましたけれども、その成果は、実際現れているかなというふうには思っております。

以上です。

○坂田孝志委員 特に県南のほうは、日奈久断層帯がSランクというような位置づけだもんだから非常に心配もしますので、ぜひ耐震対策、市町村とさらに連携を深めて、多くの県民、市民の方々が御利用していただけるよ

うに周知も図っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それと併せて、単年度じゃ無理でしょうか、これは、2年でしたか、3年でしたか、4年でしたかな。また、来年度の予算措置も当然必要かと思えますから、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○佐澤建築課長 ありがとうございます。

耐震改修の促進に関しましては、補助だけではなくて、それを担います人材の育成、そういったところもしっかりと力を入れて取り組んでおまして、今年度も県南のほうで技術者育成の講習会とか実際やらせていただいております。また、来年度もそういったところに力を入れていきたいというふうに思いますし、そういったものを実施しながら、民間の方々の声もしっかりと聴きながら、今後どういった対策が必要かということをしっかり検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○坂田孝志委員 目の前に折田さんがおられますし、そのときですな、始まった事件でありますし、さらに充実してほしいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 折田局長から何かありますか。

○折田建築住宅局長 ありがとうございます。

住宅の耐震化は、補助対象の拡充とか補助額の増によって、先ほど建築課長申し上げましたように、件数が大分伸びている状況でございます。

ただ、まだまだそういう心配なところといいますか、県民の安全、安心、それを確保するために、さらなる推進が必要と考えており

ますので、これからも頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○西山宗孝委員長 よろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○住永栄一郎委員 すみません、ちょっと確認とかお尋ねします。

報告事項の3なんですけれども、これは、人口が令和2年から約5万4,000人減るんだと思うんですけれども、実際政令指定都市ではワーストワンであるというところと、あと、この調査がもう本当都市圏の中心部というところで、もちろん人口は減っていくかもしれないですけれども、免許を持っていらっしゃる方々が実際に減っているかどうかというところも、すごく重要じゃないかなというふうに思うんですよね。多少減られても——多分うちの親父とかも84なんですよね。親父の姉も90なんですけれども、いまだにやっぱり免許持ってて実際に乗っているんですよ。

ですから、そういったところも含めて、この交通量の調査であったりとか、実際どういうふうに使われているというのは、非常に必要じゃないかなというふうに思うことと、これは、都市圏の中だけの調査をやっておりますけれども、これは、この丸を見る限り、例えば東区であったりとか、あるいは、私、うちは益城なんですけれども、益城は、ほとんど企業はないんですけれども、ほぼほぼ中心部に仕事に行かれています。そういったところを考えると、この対象の範囲であったりとか、こういったところもやっぱり考えていかないと、この抜本的に、この渋滞、あと、道路の計画というのが見直されないんじゃないかなというようなことをちょっと思ったものですから、そんなところも含めて、ちょっと質問と御確認とさせていただきます。

○高橋都市計画課長 まず、今回の熊本都市

圏のマスタープランのその都市圏という定義でございますけれども、もちろん委員が御指摘どおり、熊本市を中心としまして、その周辺部を含めたところであります。

例えば、北でありますと菊池市から始まりまして、南のほうは宇城市、宇土市、あとは、山都町はちょっと入りませんが、大津、西原とか、そういったところを、いわゆる5市6町1村を全体満たして調べてございます。

その方々のところから5万世帯を抽出しまして、その方々に、ある日どういうふうにかれましたか、いわゆるトリップなんですけれども、調査して、約1万7,000世帯、3万人の方からデータをいただいています。その中には、当然東区の方も益城に動いている、どうのこうのとかというデータも詳細に分かっているところがございます、それをベースに将来像を、20年先を予測しまして、公共交通計画と道路計画を今素案という形でまとめさせてもらっている状況です。

それと、人口は減るんですけれども、ドライバーの方、確かに高齢化が進んでまいりまして、高齢の方の免許の取得率が多いんですけれども、そこにつきましては、それを踏まえたところで、今大事なのは、ここにも書いてありますように、道路整備ももちろん大事なんですけれども、公共交通を残さないことには、将来的にだんだんなくなってしまうと、いざ車の免許を返納して、じゃあ足をどうするかというときに、いわゆる公共交通、バスとか電車、鉄道がないといけませんで、そのほうに転換を進めるような形で施策も進めていきたいということで、今考えて素案を作成しているところでございます。

○住永栄一郎委員 状況は分かりました。ありがとうございます。

い。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。
——なければ、以上で質疑を終結いたします。

ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会の各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しをし、審議をしていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長